

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の 管轄区域を定める省令の一部改正について

平成29年12月
自治行政局選挙課

1 改正内容

○ 在レシフェ日本国総領事（ブラジル）の新設に伴う改正

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成二十九年法律第七号。以下「改正法」という。）の施行による在レシフェ日本国総領事の新設に伴い、在レシフェ日本国総領事の管轄区域を定めるとともに、在ブラジル日本国大使の管轄区域から在レシフェ日本国総領事の管轄区域を除く。

○ その他所要の改正

「在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令」においては、国の名称に「〇〇王国」、「××共和国」等が付いているが、本省令における領事官の名称等の根拠としている「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」においては、国の名称に「〇〇王国」、「××共和国」等が付けられていないことから、今回の改正を機に「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に規定されている国の名称と合わせることをする等所要の改正を行う。

2 施行期日

改正法の規定中、在レシフェ日本国総領事に関する部分の施行期日については、政令で定めることとされている。外務省においては、所要の準備が整ったことにより、当該施行期日を平成30年1月1日と定める政令を制定する予定である。

【補足】

○ 経過措置について

附則第2条第1項に規定する経過措置については、仮に経過措置を置かない場合、例えば、在レシフェ日本国総領事の管轄区域（改正前の在ブラジル日本国大使の管轄区域）に住所を有する選挙人が、本省令改正前に在ブラジル日本国大使に対して在外選挙人名簿の登録を申請したとき、省令改正後は管轄領事官が在レシフェ日本国総領事となることから、在外選挙人証の交付等を受けられない等の疑義が生じる。そこで、このような者については、管轄区域移行後の領事官に登録等の事務が引き継がれるように、経過措置を置くこととするものである（同様の経過措置は、過去の改正の際にも置かれている。）。なお、地名の表記の変更については、領事官の管轄する区域に変更はないことから経過措置を設ける必要はない。

また、附則第2条第2項に規定する経過措置については、別紙のとおり、この規定がなければ在外公館の新設という外的事情によって被登録資格を得る時期が遅れてしまう不利益を受けることとなる者について、領事官の管轄区域を両方の管轄区域を合わせた区域とする特例を設けることで、不利益を受けることのないようにするものである（同様の経過措置は、平成29年1月1日施行の改正の際にも置かれている。）。

○ 意見公募手続について

本省令は、公職選挙法第30条の4の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請先となる領事官の管轄区域を定めるものであり、国の機関たる領事官の所掌事務の範囲を規定するものであることから、行政手続法第4条第4項第1号に該当し、意見公募手続の対象外となる（過去の改正でも、同様に整理している）。

※行政手続法（平成5年法律88号）

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第四条（略）

2・3（略）

4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等

二～七（略）